

○香川県子ども・子育て支援会議条例

平成25年7月12日条例第29号

改正

平成26年10月21日条例第43号

令和5年3月20日条例第11号

令和7年3月25日条例第17号

香川県子ども・子育て支援会議条例をここに公布する。

香川県子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県子ども・子育て支援会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、子ども・若者、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができます。

7 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和32年香川県条例第43号)の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則(平成26年10月21日条例第43号抄)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条の規定(香川県子ども・子育て支援会議条例第1条の改正規定を除く。以下同じ。)及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年3月規則第2号で、同27年4月1日から施行)

(香川県子ども・子育て支援会議条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第3条の規定による改正後の香川県子ども・子育て支援会議条例第1条に規定する香川県子ども・子育て支援会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項を調査審議することができる。

附 則(令和5年3月20日条例第11号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月25日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。